

和歌山県 → 和歌山県庁
 投資の収入の 22.2%

栽培漁業地方行政について

平成19年2月3日
 (財) 茨城県栽培漁業協会 (福田)

1 栽培漁業制度

(1) 水産基本法 (平成13年)

基本理念 { 第2条 水産物の安定供給の確保
 第3条 水産業の健全な発展

↓ 施策の具体化

水産基本計画 (平成14年)

第1の1及び第3の1の(5)

生態系の影響に配慮しつつ、種苗生産技術の開発、コストの低減等により、種苗の生産及び放流を推進する。また、種苗放流効果の検証等を踏まえ、受益者による適切な費用負担の実現を図る。

第16条 水産動植物の増殖及び養殖の推進

(2) 沿岸漁場整備開発法 (昭和49年、昭和58年改正 (栽培関連))

第6条 農林水産大臣は、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を定めなければならない。

第7条の2 都道府県は、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めることができる。

2 公益法人

(1) 民法 (明治29年) 第34条 公益法人の設立

法人ノ設立 (第33~51条)、法人ノ管理 (第52~67条)、法人ノ解散 (第68条~83条)、罰則 (第84~84条の2)

(2) 公益法人の設立許可及び指導監督基準 (平成8年)、公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針 (平成8年)

(3) 公益法人会計基準 (平成16年改正「新基準」)、同運用指針 (平成17年)、同実務指針 (平成17年)、同内部管理事項 (平成17年)

(4) 公益法人制度改革3法 (平成18年)

① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

② 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律

③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

3 種苗生産機関

(独) 水産総合研究センター 16施設

都道府県営 16

都道府県 46 財団法人 21 (うち指定法人13)

支所等はカワ 8 (うち指定法人5)

ネットしない 1 株式会社

項目	現状と課題	対応状況等						
漁業者 I 栽培漁業の定着鈍化 II 受益者の負担能力	1 投資と受益のミスマッチ (1) 少子高齢化社会 家族や地域の縦の繋がりが弱体化しており、一代限りの職業となる場合も多く、漁業資源を使い捨てにすることに抵抗感が無くなってきている。 (2) 負担に対する不公平感 ① 自県の放流 → 他県が採捕 ② 漁種間で漁獲時期、区域が違う ③ 漁業と遊漁 ④ 密漁 2 放流魚の回収増でも金額の伸び悩み (1) 単価の低下 ① パズル崩壊以後の消費の落ち込み ② 輸入ものとの競合 ③ 養殖ものとの競合 ④ 種苗の体色異常 ⑤ 産品の全国的平準化 (2) 放流魚の混獲率は増加したが漁獲量は増えない。 ① 天然資源の減少 ② 資源の天然集団と放流魚の置き換え？ 小型化？	1 (1) 新規参入者等担い手の受け入れ、 ・ 組合合併による栽培事業の継続（協同意識の高揚） (2) ① 海域レベルでの適地種苗放流体制の構築（栽培漁業資源回復等対策事業、H18～22） ② ヒラメ水揚げ金額の3%徴収、アラビジャーボート団体からの協力金 2 (1) ④ 付加価値向上（県単：放流ひらめ販路開拓推進事業） (2) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>アラビ：1996～2000年</td> <td>平均混獲率 6.4%</td> <td>平均漁獲量 2.2トン</td> </tr> <tr> <td>2001～2005</td> <td>8.1%</td> <td>2.3</td> </tr> </table> 1 (1) 放流種苗代 < 放流魚貝の漁獲金額 （経済効果指数>1、アラビ：8地区平均5.8） (2) 種苗生産経費の補助残が①の条件内 ただし、遊漁船については、漁業者との並び	アラビ：1996～2000年	平均混獲率 6.4%	平均漁獲量 2.2トン	2001～2005	8.1%	2.3
アラビ：1996～2000年	平均混獲率 6.4%	平均漁獲量 2.2トン						
2001～2005	8.1%	2.3						

<p>漁業者</p>	<p>2 負担額（割合）の決定</p> <p>(1) 購入 アラビ：定額（数量で調整）</p> <p>(2) 負担金 ヒラメ：料率（漁獲金額の3%）の引き上げは困難</p> <p>3 負担増を受け入れられない理由</p> <p>(1) 漁業所得の低迷が長引いている。 (2) 放流魚の依存度（混獲率）少ない者に不満 (3) 放流効果の実証が進まない。</p> <p>① 実証に時間がかかる。 ② 放流規模が小さい（負担金が少ないから規模拡大が出来ない⇒効果がはつきりしないから負担金を出せない）。 ③ 漁業者の責任以外の資源減少要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源変動（行政は救済できない） ・ 漁場環境の悪化 ・ 過剰な漁獲は市場経済に支配されたからで、需要に 応えた結果である。 ・ 漁場の疲弊は現行漁業制度の中で必然的に生じた。 	<p>2</p> <p>(1) アラビ（2004～2006年平均） 販売価格：30mmサイズで49円/個 漁業者負担：生産原価の29% 販売金額：30mm換算で337千個相当</p> <p>(2) ヒラメ ・ 不足額＝種苗生産経費－（補助金＋漁業者等負担金） → ひらめ資金積立金の取り崩しで対応 ・ 遊漁者（遊漁船及びアラビジャーボート）に協力要請</p> <p>3</p> <p>(3)</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源解析・漁海況予測→漁業の多様化 ・ [ミチダゲーション・漁場保全の森づくり事業] ・ } 資源管理の推進
<p>地方行政</p>	<p>1 国及び県の 取組み体制</p> <p>1 国、地方の行財政改革</p> <p>(1) 国の関与の変化</p> <p>① 2001年4月 水産研究所の独立行政法人化 ② 2003年10月 日裁協事業場の独立行政法人への編入 ③ 地方分権化の推進（補助金→交付金→税源移譲） ・ 額の減少</p>	<p>1</p> <p>(1)</p> <p>① 応用分野、地域魚種については、水試にシフトする。 ② 不足種苗の手当が難しくなった。 ③ 2006年度から県補助金の補助率の引き下げ ヒラメ2/3（国1/3、県1/3）→1/2（県）</p>

<p>地方 行政</p>	<p>(2) 地方財政逼迫による栽培事業実施団体に対する県関与の削減</p> <p>① 外郭団体の再編統合</p> <p>② 人的支援（県職員の役員兼任、県職員派遣、OB）の削減</p> <p>③ 財政的支援の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 査定予算 → シーリング予算 ・ 指定管理者制度の導入等随意契約の見直し <p>④ 経営管理の強化（議会によるチェック）</p> <p>2 公益法人制度改革</p> <p>(1) 公益法人会計基準の改正（企業会計に近い会計システム）</p> <p>(2) 公益法人制度改革3法の制定</p> <p>2006年6月公布、2年6月を超えない範囲で制定める日から施行</p> <p>① 広く民間非営利部門活動の健全な発展の促進</p> <p>② 課税優遇の厳選</p>	<p>(2)</p> <p>① 2006年（財）茨城県水産振興事業団を廃止し、その業務を（財）茨城県栽培漁業協会に統合</p> <p>② 2003年 理事長：知事→農林水産部長、兼任 4→2 2004年 県職員派遣 4→3</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2007年度予算：対前年8%削減 ・ 外部監査委員から人件費は労務単価として積算（人件費の固定化）するべきではないかと指摘 <p>④ 県出資法人等の経営評価の実施</p> <p>2</p> <p>(1) 2006年度会計から適用</p> <p>(2)</p> <p>② 公益認定要件の整備</p> <p>1（共通） 国、地方の行財政改革と公益法人の制度改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小さな政府、国→地方、及び官→民へのシフトとこれを誘導する規制緩和等への対応については、栽培事業の継続と種苗生産機関の生き残りをはかいて、中期経営計画の実行に努めていく。
<p>II 栽培事業効果</p>	<p>1 受益者</p> <p>(1) 漁業者の減少</p> <p>沿岸漁業経営体数</p> <p>全 国：1994年 158,948 → 2004年 122,883(77%)</p> <p>茨城県： 615 → 451(73%)</p>	<p>1</p>

	<p>(2) 地方財政逼迫による栽培事業実施団体に対する県関与の削減</p> <p>① 外郭団体の再編統合</p> <p>② 人的支援（県職員の役員兼任、県職員派遣、OB）の削減</p> <p>③ 財政的支援の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 査定予算 → シーリング予算 ・ 指定管理者制度の導入等随意契約の見直し <p>④ 経営管理の強化（議会によるチェック）</p> <p>2 公益法人制度改革</p> <p>(1) 公益法人会計基準の改正（企業会計に近い会計システム）</p> <p>(2) 公益法人制度改革3法の制定</p> <p>2006年6月公布、2年6月を超えない範囲で制定める日から施行</p> <p>① 広く民間非営利部門活動の健全な発展の促進</p> <p>② 課税優遇の厳選</p>	<p>(2)</p> <p>① 2006年（財）茨城県水産振興事業団を廃止し、その業務を（財）茨城県栽培漁業協会に統合</p> <p>② 2003年 理事長：知事→農林水産部長、兼任 4→2 2004年 県職員派遣 4→3</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2007年度予算：対前年8%削減 ・ 外部監査委員から人件費は労務単価として積算（人件費の固定化）するべきではないかと指摘 <p>④ 県出資法人等の経営評価の実施</p> <p>2</p> <p>(1) 2006年度会計から適用</p> <p>(2)</p> <p>② 公益認定要件の整備</p> <p>1（共通） 国、地方の行財政改革と公益法人の制度改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小さな政府、国→地方、及び官→民へのシフトとこれを誘導する規制緩和等への対応については、栽培事業の継続と種苗生産機関の生き残りをかけて、中期経営計画の実行に努めていく。
<p>地方行政</p>	<p>II 栽培事業効果</p> <p>1 受益者</p> <p>(1) 漁業者の減少</p> <p>沿岸漁業経営体数</p> <p>全 国：1994年 158,948 → 2004年 122,883 (77%)</p> <p>茨城県： 615 → 451 (73%)</p>	<p>1</p>

地 方 行 政		
<p>② 漁業者や市場において、天然発生のもとの分離が（品質が向上すればするほど）しにくい。</p> <p>③ 長期にわたる継続した事業実施が必要</p> <p>④ 調査に多大な費用負担がかかる。</p> <p>⑤ 県を越える調査が困難</p> <p>⑥ 栽培事業効果と資源管理等その他の効果が区分できない。</p> <p>⑦ 再生産への寄与が不明</p> <p>⑧ 遊漁者の利用実態が掴みづらい。</p> <p>(2) 効果が小さい</p> <p>① 費用対効果が低い (生産原価に施設の減価償却費を意図的に外しがち)</p> <p>② 費用に占める行政経費率が著しく高い。</p> <p>③ 種苗のサイズ、品質別生産原価計算がない。</p> <p>④ 種苗規格がラフで数量が実績として評価される。</p> <p>⑤ 種苗生産機関同士の生産原価比較が困難</p> <p>⑥ 漁業者の過度な期待</p> <p>⑦ 放流と回収とのタイムラグを我慢できない</p> <p>⑧ 栽培漁業に対する過信</p> <p>⑨ 商品価値の低い段階での漁獲 乱獲しても資源回復可能という口実 目に見える種苗生産が一人歩きしている。</p> <p>⑩ 放流技術開発が進まない。</p> <p>⑪ 放流時期、場所が操業や海況に左右される。</p> <p>⑫ 餌料等放流漁場環境の把握が行われていない。</p> <p>⑬ 種苗配分と放流適地の不一致</p>	<p>④ 外観で区別できないものは、一定量購入しなければならぬ。</p> <p>⑤ 合わせた効果が実感できれば問題ないが、受益者負担の算定根拠が示せない。</p> <p>⑥ 漁獲回収されない放流魚であっても、再生産に必要な母集団形成に寄与していることを水研が中心となつてDNA診断技術等を用いて傍証し、栽培漁業の有効性を明らかにしていくことが望まれる。</p> <p>⑦ ヒラメ：1998及び2004の調査では、漁獲量の5%以内</p> <p>(2)</p> <p>①～③ 放流事業の経済効果の算定に当たっては、原価計算の客観性を高めること。 漁獲回収で著しく原価割れする魚種については、近い将来における技術改善の見込み、受益者の負担能力、政策的経費投入の限界点等を見極め事業存続の有無を見直す。</p> <p>④ 放流効果の把握（計数化）と効果を左右する諸環境の動態解明が基本となるが、調査研究組織はむしろスリム化の方向にあるので、テーマの重点化が図れるよう関係者の連携を密にする必要がある。</p>	

<p>III 事業継続性の確保</p>	<p>1 事業継続できる仕組み（メガネのような存在）</p> <p>2 栽培技術に対する信頼の確立</p> <p>(1) 事業実施による生態系への影響の緩和、制御</p> <p>① 放流魚種にかかる問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子の偏り ・ 再生産力の低下？ ・ 環境収容力…小型化 ・ 魚病の蔓延 <p>② 海洋生態系にかかる問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種間関係 ・ 魚病の伝播 <p>(2) 環境保全、資源利用の監視機能等への貢献の評価</p> <p>(3) 漁業者との信頼関係の維持</p>	<p>1、2の(2) 国、県による政策的経費の強化、安定化</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>①</p> <p>： } 天然親魚の使用とロット数の確保</p> <p>： } 消毒等防疫の徹底と怪しい種苗の廃棄</p> <p>②</p> <p>： } 漁業者との信頼関係の維持を損なう事案の排除</p> <p>(3)</p> <p>① 受益に見合わない不公平な負担</p> <p>② 対象魚種全体の市場価値を低落させる原因の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奇形魚、罹病魚の発生 <p>③ 漁業者の合意、納得を得ない放流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業に支障が生ずる遊漁者の集中 ・ 有用魚種の著しい食害が顕著になったとき <p>3 広域融通調整を可能とする機構（基金を含む）の設置の検討</p> <p>（例えば他県に融通する種苗経費のうち県に返還すべき補助金に対応する部分を基金が充当するとか、種苗の無病証明を行う等）</p>
<p>地方行政</p>	<p>3 種苗生産機関における種苗の融通</p> <p>(1) 現状</p> <p>① 担当者レベルでの情報収集・交換を通じて2県間による折衝で実施</p> <p>② 提供側では、県内関係機関の了承を取り付けて実施する場合もあるが、多くは内部処理で実施</p> <p>(2) 融通方法及び課題（提供側）</p> <p>① 有償譲渡 ： 補助金等の扱い、単価設定</p> <p>② 無償譲渡 ： 補助金等の扱い、地元の理解</p>	

	<p>③ 貸借又は交換：会計年度の処理、権利の担保、等価の換算</p> <p>共通課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「余剰」の判断及び余剰種苗情報の提供 ・疾病の危険負担 ・地域遺伝形質の保全 	
<p>IV 関連施策</p>	<p>1 他の方策との関係 単独効果から相乗効果へ</p> <p>① 資源管理、漁場造成</p> <p>② 計画営漁、付加価値向上、</p> <p>③ 消費拡大（魚食普及、地産地消）、観光対策等</p> <p>2 普及啓発</p> <p>(1) 小学校5年生社会科副読本に栽培漁業が取り上げられており、種苗生産機関が学習機会を提供している。</p> <p>(2) 漁業関係者、納税者、住民等県内外を問わず、広く栽培漁業の理解増進への取り組みが国民の水産業に対する関心に繋がっている。</p> <p>(3) 効果の大きい啓発手法として種苗生産施設の公開があるが、業務への影響、疾病防除、盗難予防等の観点から避けざるを得ない。</p> <p>(4) 一般に啓発事業予算が少なく、啓発パネル、映像等設備のメンテナンスが不十分</p>	<p>1</p> <p>① ヒラメ：30cm 未満魚の漁獲制限の取り決め（1995～）、ヒラメ増殖場（十字型礁）に標識放流試験を実施（2006～）</p> <p>2</p> <p>(1) 説明及び案内をする普及啓発指導員（囑託員）を配置</p> <p>(3) 展示室、展示池を平日公開</p>

地方行政

47番
国策
水産庁
水産部
水産課
水産課長

非排他性

⑤ 非排他性
公共事業
水産資源という社会資本の充実

I 性格	漁業者サイド	行政サイド	
	投資 環境修復 : 資源回復	産業振興 : 水産業、その他関連産業 漁村対策 : 雇用等地域の活性化 住民のアメニティーの維持 環境保全 : 直接支払制度的な位置付け? 環境修復 : 物質循環 (海→陸) 食糧安全保障 科学技術の伸展 価値 (開発行為に伴う環境悪化) 福祉 (格差の是正)	1 (1)、(2) 非排他性と非競争性を有しているものが「公共財」であるとすれば、その価値を漁獲水産物に狭めず多面的な価値を評価し、「公共財」としての認識を広めていく必要がある。→ 公共事業化 2 (1) ① 栽培漁業をより効率的に実施し、国民がその成果を広く認識できるようにするための積極的アプローチ ・ 都道府県を越える広域連携の取り組み
II 視点		1 栽培漁業により造成した資源の「財」の視点からの位置付け (1) 放流後の種苗は無主物であり、種苗生産経費の対価としての利用の権利化は発生しない (非排他性)。 (2) 種苗放流によって造成された資源の漁獲利用は、本来自由競争 (競争性) → 従って海の中の放流魚は国民の「共有財」である。 2 取り組みの方向 (1) 栽培事業の公益部分を都道府県間で不均衡かつ継続性が不安定な地方の政策的経費のみで賄っていくことは困難である。	

③ 国民の共有財としての
具体的な漁獲の取り分け方法
② 栽培漁業 ← 国民の共有財
公益財団の管理運営

<p>栽培漁業の位置付け</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域還元（児童等による放流行事、種苗生産機関への積極的見学者受け入れ、販売等イベントへの参加、出張講座等の啓発事業 等） ・ 農林業団体、NPO等環境団体との提携 ・ 成果の整理、分析、公表 及び広報 <p>② 国は、従来の造成漁場連携型や資源回復計画対応型等の旧補助金を地方分権化の三位一体改革により「強い水産業づくり交付金」に乗り換え、更に税源移譲で地方税に組み込むことで都道府県の裁量に委ねる方式へと制度変更を行ってきた。</p> <p>しかし、国民の強い沿岸資源の維持安定を積極的に図る栽培漁業施策については、漁村に留まり、漁業を続ける人が家族単位を基礎とした漁村社会を維持し、食糧の安定供給（自給率の向上）の役割を担うと共に、農業分野の中山間地域の棚田のよう環境保全等多面的機能を果たしていること（公共事業効果）の対価として、一定規模以上の放流事業に対し、事業量に対応した交付金を国が交付する制度の導入を働きかけていく必要がある。放流種苗や漁獲した放流魚介類の消費に県境はないことから、都道府県間で大幅な施策格差を生じさせない抜本的な制度改編を工夫すべきである。</p>
------------------	--	--